

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

様式

作成日 2025/10/30

最終更新日 2025/10/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2025年10月24日
国立大学法人名		国立大学法人横浜国立大学
法人の長の氏名		学長 梅原 出
問い合わせ先		総務企画部企画評価室企画調整係 (TEL : 045-339-3175、E-mail : kikaku.chosei@ynu.ac.jp)
URL		https://www.ynu.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	【令和7年度】 (確認の方法) 令和7年度における国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等について、第117回経営協議会（令和7年6月13日開催）にて、各コードへの適合状況、報告書の内容及びスケジュール等について、説明を行った。 経営協議会委員に対して令和7年9月12日から令和7年9月19日までの期間において意見照会を行った結果、特段の意見等はなかった。 当該報告書（案）について、令和7年10月17日から10月24日に開催の第119回経営協議会（書面審議）において審議を行い承認を得た。
監事による確認	更新あり	【令和7年度】 (確認の方法) 令和6年度における国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等について、第役員・部局長等会議等において、審議状況等を確認した。また、令和7年9月2日から令和7年9月29日にかけて監事に対する意見照会を行い、その結果特段の意見等はなかった。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		横浜国立大学は、各原則をすべて実施しております。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		「横浜国立大学憲章」に掲げる理念（実践性、先進性、開放性、国際性、多様性）を踏まえ、大学の機能強化を図り、社会的役割を一層果たしていくため、本学が目指すビジョンを「学長ビジョン」として示しております。 また、文部科学大臣から提示された6年間における「中期目標」を達成する計画として「中期計画」をたて、それを実現するための「年度計画」を各事業年度に策定しております。 ○YNUの基本理念（横浜国立大学憲章より）： https://www.ynu.ac.jp/about/ynu/idea/ ○学長ビジョン： https://www.ynu.ac.jp/ynu_vision/index.html ○中期目標・中期計画： https://www.ynu.ac.jp/about/project/several_years/index.html ○年度計画： https://www.ynu.ac.jp/about/project/current_year/index.html
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		「中期目標・中期計画」を達成するために策定する「年度計画」について、自己点検・評価（中間評価及び最終評価）を毎年実施し、進捗状況の確認と検証を行い、その結果を踏まえて、次年度計画を策定することで、継続的な質の向上につながる仕組みを整備しております。 ○年度計画： https://www.ynu.ac.jp/about/project/current_year/index.html ○教育研究活動等報告書・評価結果： https://www.ynu.ac.jp/about/project/report/index.html
補充原則 1 - 3 ⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		本学における経営に関する重要事項については、学長、理事の他、大学に関し広くかつ高い識見を有する学外委員を構成員に含めた経営協議会、また教育研究に関する重要事項においては、学長、理事の他、各部局長及び各部局から選出された評議員を構成員とした教育研究評議会において審議することとしており、学内における運営組織の体制については、「組織運営図」のとおりとなっております。 ○組織運営図： https://www.ynu.ac.jp/about/manage/tree/tree.html

補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		教員については、本学の基本理念に則り、公正かつ適切な人事制度の確立を目的として、ダイバーシティの確保等を踏まえた「国立大学法人横浜国立大学教員人事の基本方針」を策定しております。 また、職員については、本学が社会からの期待・負託に十分応えられる大学であり続けるためには、職員の役割が重要であると考えており、ダイバーシティの確保といった観点を踏まえた基本方針「活力ある組織を目指して～YNU人事の基本方針～」を策定し、必要とされる様々な能力の向上を目指した人材育成を進めております。 ○国立大学法人横浜国立大学教員人事の基本方針： https://www.ynu.ac.jp/about/project/pdf/kihonhoushin.pdf ○活力ある組織を目指して～YNU人事の基本方針： https://www.ynu.ac.jp/about/project/pdf/jinjikihon.pdf
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		中期的な財務計画については、「国立大学法人横浜国立大学中期計画」の別紙の他、「第４期中期目標・中期計画期間における財政改革方針」において当該期間6年間の収支計画及び資金計画を示しております。 ○中期目標・中期計画： https://www.ynu.ac.jp/about/project/several_years/ ○第４期中期目標・中期計画期間における財政改革方針： https://www.ynu.ac.jp/about/information/financial/pdf/4_housin.pdf ○第４期中期目標・中期計画期間における財政改革方針・アクションプラン： https://www.ynu.ac.jp/about/information/financial/pdf/4_actionplan.pdf
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	教育研究の費用及び成果については、毎年度、「事業報告書」「決算報告書」「財務諸表」「YNU Report」を作成し、詳細を示しております。 ○財務情報： https://www.ynu.ac.jp/about/information/financial/index.html ○統合報告書（YNU REPORT）： https://www.ynu.ac.jp/about/public/publish/ynureport/index.html
補充原則 1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		戦略的な経営等に必要な能力を有する人材を、ダイバーシティを踏まえ計画的に育成するとともに、長期的な視点で人材の確保を図るため、「横浜国立大学における経営人材の育成・確保方針」を策定しております。 ○横浜国立大学における経営人材の育成・確保方針： https://www.ynu.ac.jp/about/project/pdf/human_resource.pdf

原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		理事は「学長を補佐して法人の業務を掌理する」こと、副学長は「学長を助け、命を受けて公務をつかさどる」ことを、組織運営規則において規定しております。また、理事及び副学長の選任にあたっては、法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意し、それぞれの資質能力が最大限に発揮されるよう職務を分担し、その責任や権限を明確にしております。 ○国立大学法人横浜国立大学組織運営規則： https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/110000003.html
補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		※当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、原則 2 - 2 - 1 ～原則 2 - 2 - 3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人です。
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		役員会では、国立大学法人横浜国立大学役員会規則に定める重要事項を審議しており、その議事録は本学Webサイトで公表しております。 ○役員会議事録： https://www.ynu.ac.jp/about/information/proceeding/officer.html ○国立大学法人横浜国立大学役員会規則： https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/110000005.html
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		学長・役員をはじめとする執行部の意思決定体制を強化するため、学外理事を 2 名登用し、大学の意思決定プロセスにおいて学内外から多様な意見が取り入れられる体制を構築しております。 ○役員の氏名、役職、任期及び経歴 https://www.ynu.ac.jp/about/officer/details.html

補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	経営協議会では、大学に関し広くかつ高い識見を有し、多様な分野に精通している関係者から意見を聴くことができるよう、構成員の過半数以上となるよう学外委員を任命しており、本学Webサイトにおいて「経営協議会学外委員選考方針」を掲載し公表しております。 また、学外委員が役割を果たすための運営方法の工夫については、議題設定において、審議事項、報告事項とは別に、適時、事項を設定し、学外委員と質疑応答、意見交換を行っております。 ○経営協議会学外委員選考方針： https://www.ynu.ac.jp/about/officer/policy.html
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	学長選考基準（求められる学長像）、学長選考プロセス、選考結果及び選考理由を、本学Webサイトで公表しております。 ○学長選考基準、学長選考プロセス： https://www.ynu.ac.jp/about/information/meeting/PDF/danwa.pdf ○選考結果及び選考理由： https://www.ynu.ac.jp/about/information/meeting/PDF/jiki.pdf
補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		国立大学法人法第 15 条において、「学長の任期は、2 年以上 6 年を超えない範囲内」と規定されていることを踏まえ、本学学長の任期については、学長がリーダーシップを十分に発揮し、大学改革を進められるよう、平成 30 年 4 月に「国立大学法人横浜国立大学学長選考規則」の改正を行い、第 4 条において、「学長の任期は、6 年とする」、また「学長は、引き続いて再任されることができない。」と規定しております。 したがって、「再任を可能とする場合の上限設定の有無」については、同規則では規定しておりません。 ○国立大学法人横浜国立大学学長選考・監察規則： https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/1100001111.html

原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		「学長の解任を申し出るための手続き」については、「国立大学法人横浜国立大学学長選考・監察規則」において、第12条「解任申出の事由」、第13条「解任審査請求」、第14条「解任審査」、第15条「調査委員会」、第16条「意見の聴取」、第17条「審査の通知」、第18条「解任の申出」を規定しております。 ○国立大学法人横浜国立大学学長選考・監察規則： https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/110000111.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	「国立大学法人横浜国立大学学長選考・監察規則」の第10条において、「学長の業務執行状況の確認及び業績評価」について、以下のとおり規定しております。 第10条第1項： 学長選考・監察会議は、学長就任以降、毎年度1回、別に定めるところにより学長の業務執行状況の確認を行うものとする。 第10条第2項： 学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過したとき及び5年を経過したときは別に定めるところにより業績評価を行うものとする。 また、学長の業績評価結果については、本学Webサイトで公表しております。 ○国立大学法人横浜国立大学学長選考・監察規則： https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/110000111.html ○国立大学法人横浜国立大学 学長業績評価： https://www.ynu.ac.jp/about/information/meeting/
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議委員の選任方法・選任理由については、「学長選考・監察会議委員の選任理由について」という形で、以下のとおり、本学WEBサイトで公表しております。 また、学長選考・監察会議委員の選任については、これまでも、本学のミッションやビジョンを適切に実現でき、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者を学長として選考するという観点から、経営協議会及び教育研究評議会から適切に委員を選任しております。 ○学長選考・監察会議委員の選任理由について： https://www.ynu.ac.jp/about/information/meeting/PDF/sennin.pdf

原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		※大学総括理事は本学には置いておりません。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	役員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役職員への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めております。本学の内部統制システムについては、業務方法書及び内部統制規則に定めております。 学長、理事、副学長、常勤監事、事務局各部長を構成員とした学長戦略懇談会を原則週 1 回開催し、業務運営状況とリスクの把握に努めるとともに、問題が見つかった場合に迅速に対応が可能となる体制を整備し運用しています。分野ごとにおいては、各担当部署で内部統制推進を分掌しており、各部署の長が責任者となって推進しており、それらを統括する内部統制委員会を設置しています。 監査室により会計経理の適正を期するとともに、業務の合理的かつ効率的な運営を図ることを目的として内部監査を実施しています。また、監事監査及び会計監査人の監査を実施するとともに、役員・監事連絡会、監査法人とのディスカッションを定期的実施しています。 その他、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令遵守の徹底に資することを目的として内部通報窓口を設置し、運用しております。 ○国立大学法人横浜国立大学業務方法書： https://www.ynu.ac.jp/about/information/law/independence/pdf/ind_01.pdf ○国立大学法人横浜国立大学内部統制規則 https://somu-somu.ynu.ac.jp/gakugai/kisoku/act/110001216.html コンプライアンスに関しては、健全で適正な大学運営・業務遂行を確保し、本学に対する社会的な信頼を維持することを目的とした「横浜国立大学におけるコンプライアンスに関する基本方針」を策定しております。また、「国立大学法人横浜国立大学コンプライアンス基本規則」において、コンプライアンス推進体制を整備し、コンプライアンス研修等の実施など、教職員におけるコンプライアンスの重要性に関する認識を高めるとともに、コンプライアンス事案の防止に努めております。これらの基本方針及び基本規則に基づき運用を行い、必要に応じて見直しを行います。 ○コンプライアンス推進： https://www.ynu.ac.jp/about/information/compliance/index.html

原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		本学Webサイトの「取組・各種計画」や「情報公開」において、「教育への取組み」や「社会貢献への取組み」など、多様な項目に分類し、様々な情報を公表しております。 ○取組・各種計画： https://www.ynu.ac.jp/about/project/ ○情報公開： https://www.ynu.ac.jp/about/information/
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学における様々な活動は、主に本学Webサイトにより公表しており、ステークホルダーの皆様にとってわかりやすいよう、情報は閲覧者別（「受験生の方」「在学生の方」「企業の方」「地域・一般の方」）に整理をしております。 また、FacebookやYouTube、InstagramといったSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の公式アカウントを開設し、本学Webサイト以外にも、多様な方法において情報発信を行っております。 ○Facebook： https://www.facebook.com/YokohamaNationalU/ ○YouTube： https://www.youtube.com/channel/UCDNW7MmVbT1HStpM5uwP0LA ○Instagram： https://www.instagram.com/yokohama_national_university/

補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	学生がどのような教育成果を享受できたかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況）について、本学Webサイトで公表しております。 ○学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠： ・ 学士課程教育の方針「YNU initiative」 https://www.ynu.ac.jp/education/plan/initiative/ ・ 大学院修士課程・博士課程の教育方針「YNU initiative」 https://www.ynu.ac.jp/education/plan/initiative_g.html ○学生の満足度： https://www.yec.ynu.ac.jp/newsletter/APFDVol.23.pdf ○卒業生の就職状況： https://www.ynu.ac.jp/career/support/data/index.html https://www.ynu.ac.jp/career/support/data/foreign_index.html https://www.ynu.ac.jp/about/information/law/license/employment.html https://www.ynu.ac.jp/about/information/law/license/acquisition.html
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.ynu.ac.jp/about/information/law/independence/index.html